

A団体・B団体とも申込書と一緒に提出してください。

(一社)日本ドラゴンボート協会 会長 松川るい 様

私達は、(一社)日本ドラゴンボート協会の定款と2025年度競技規則を順守し、社会の範となり、ドラゴンボート界を代表するにふさわしい言動と行動を常に心がけ、ドラゴンボートの発展に寄与することをここに誓い、登録料を添えてここに申請いたします。また、大会参加に際しては、各選手の健康と安全に配慮し、心臓病や疾患にも気を配り、練習中、大会中の事故に責任を負うことを誓います。

令和7年 月 日

◆チーム名 ◆所在地(都道府県市町村) ◆代表者(ふりがな) ◆代表者住所 〒 ◆電話番号・携帯 ◆Eメール(携帯不可)

※上記情報は、日本ドラゴンボート協会より連絡用及び競技啓蒙資料を送付いたします。その点を了承の上、ご記入ください。

● 登録料等振込名義人 () 振込日: 令和6年 月 日

◆ 登録用紙送付先・問い合わせ先

チーム所在地の下記地方協会または日本ドラゴンボート協会に登録用紙と登録料を添えて郵送またはお振込みください。

- | | |
|-----------------------|---|
| ① 東京都ドラゴンボート協会 | 〒104-0054東京都中央区勝どき3-15-3 勝どきマリナ内 浅岡宛 Tel:03-3531-7833 東京協会に登録は、当申込書に代表者捺印の上、上記住所まで郵送してください。◇振込の場合は、三菱UFJ銀行 田町支店 普通預金番号129019 口座名:イッパンシャダンボウジン トウキョウト ドラゴンボートキョウカイ ※東京都協会の登録料は2万円です。 |
| ② 滋賀県ドラゴンボート協会 | 〒520-0101滋賀県大津市雄琴5-265-1 オーパル内 山脇宛 Tel:077-579-7111 |
| ③ 大阪府ドラゴンボート協会 | 〒582-0003大阪府柏原市堂島町2-17-703 木村一郎宛 Tel・Fax:072-915-3990 |
| ④ 兵庫県ドラゴンボート協会 | 〒678-0005兵庫県相生市大島町938-1 相生コスモマリナ内 河田英幸宛 |
| ⑤ 和歌山県ドラゴンボート協会 | 〒640-8577和歌山市湊本町3丁目3番地 和歌山放送内 中村和哉宛 Tel:090-1890-9394 |
| ⑥ 愛知県ドラゴンボート協会 | 〒453-0017名古屋市中村区則武本通り1-37メゾン則武301号 有坂正和宛 |
| ⑦ 上記以外は一(郵送・メール先、振込先) | |

日本ドラゴンボート協会 〒556-8663大阪市浪速区湊町2-1-57 谷達也宛 Tel:06-6633-5005

振込先: 三井住友銀行難波支店 普通預金口座 7665342 日本ドラゴンボート協会タニ タツヤ

※上記の振込名義・振込日を必ず記入してください。 tatsuvatanio307@gmail.com

◆A団体登録

①構成員が15人以上で、全員が単一団体の所属でなければならない(重複登録禁止)。②団体登録とともに所属するメンバー全員が個人名で登録を行うとともに、規定の年会費を納入しなければならない。③日本ドラゴンボート協会主催、主管の日本選手権及び一般競技会への優先の出場権を有する。④IDBF、ADBF、JDBAが管轄する内外の選手権レース(IDBF世界選手権、ADBFアジア選手権)及びJOC派遣のレース(アジア競技会、東アジア大会、アジアビーチゲームズ等)に招待された場合は、その出場資格を有する。⑤登録料は、年間1団体1万円+選手1人2000円とする。尚④の国際大会に出場を目指すチームは、選考会と翌年大会が開催される2年間にわたり登録しなければならない。⑥登録人数は、1団体の登録人数は問いませんが、1カテゴリーの最大出場チームは2チームまで。登録は、A団体、B団体に関わらず、1人1団体の登録に限りです。他チームとの「二重登録」はできません。大会では、他チーム、他種目にまたがって参加できません。(シニア、女子は例外)

◆B団体登録

①団体登録し、規定の年会費を納入しなければならない。②IDBF、ADBFが主催・主管する各国の大会(世界選手権、アジア選手権、アジア競技会、東アジア競技会、アジアビーチゲームズを除く)への優先出場資格を有する。③登録料は、年間1団体1万円。1団体の登録人数は問いませんが、1カテゴリーの団体登録は2チームまで。

◆都道府県協会登録

日本ドラゴンボート協会に所属し、定款、競技規則を順守する各都道府県協会。登録料3万円

◎ 重要 ドーピングについて

(一社)日本ドラゴンボート協会では、JADA(日本アンチ・ドーピング機構)に加盟し、選手の健全な競技生活保持の為に努めています。JADAでは、各競技団体を対象に、団体に登録する各個人を対象に、ドーピング検査(尿検査・血液検査)を実施しています。本協会でもA団体登録者を対象に「登録検査対象リスト」をご提出リストを基に作成し、JADAが実施する個人選手への抜き打ち検査(AM5:00-PM11:00頃までに個別に検査員が職場や自宅をアポイントなしで訪問し、検査を実施する事)に協力しています。

これに伴い、日本ドラゴンボート協会では、A登録チームから提出された個人情報情報をJADA事務局に「検査情報」として提供いたしますので、その点を各選手に充分説明、承認の上、選手名簿を提出してください。尚、ドーピング検査に関して、持病の治療目的で禁止薬物を使用しなければならない場合は、TUE(除外措置)申請が必ず必要です。

その他、ドーピングに関する質問、ご相談は、JADAホームページをご覧の上、日本ドラゴンボート協会公認のスポーツファーマシスト・杉浦文仁さん(メール:mete0-r@hotmail.co.jp)に連絡するか日本ドラゴンボート協会事務局の谷(メール: tatsuya.tani0307@gmail.com)までご連絡ください。